

1. 服務とは

服務とは、教職員の勤務についての規律であり、教職員としての義務及び行為の制限です。すなわち、義務を中心とした職務上、身分上のあり方をいいます。

「職務上の義務」は、職員が一定の職務を担い、これを遂行していく上での義務です。
「身分上の義務」は、公務員であることによって職務の内外を問わず負う義務です。
「職務上の義務」は、当然勤務時間内ですが、「身分上の義務」は勤務時間外までも及ぶ義務です。私たちは様々な法令等に従い、全てのことに法令の裏付けがあることを念頭に置き、仕事をしなくてはなりません。

根拠となる法令等

(日本国憲法の規定)

日本国憲法第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

(教員)

教育基本法第9条

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(服務の根本基準)

地方公務員法第30条

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

職務上の義務

(服務の宣誓)

地方公務員法第31条

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令等および上司の職務上の命令に従う義務)

地方公務員法第32条

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務に専念する義務)

地方公務員法第35条

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

身分上の義務

(信用失墜行為の禁止)

地方公務員法第33条

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

地方公務員法第34条

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(政治的行為の制限)

地方公務員法第36条

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

(争議行為等の禁止)

地方公務員法第37条

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

(営利企業への従事等の制限)

地方公務員法第38条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員については、この限りでない。